

ヘルン第二の住まい — 「諸説」に終止符を—

押田良樹

はじめに

ヘルンの松江での生活は四四三日、およそ一五ヶ月である。三度の住まいのそれぞれの生活期間は、大まかに言って最初の富田旅館が三ヶ月、二度目の京店が七ヶ月、最後の根岸邸が五ヶ月である。その中では、塩見縄手の旧根岸邸があまりにも有名である。

それにひきかえ、一番長く滞在した京店の住まいのことはあまり語られることがない。

京店は、旧武家屋敷の並ぶ閑静な北堀と違い、当時庶民の生活に一番密着した商人の町であり、ヘルンは一般市民と接する機会も多く、それを通して松江への愛着を深めた面もあったのではないだろうか。

そのような第二の住まいが「宍道湖に面した織原氏の離れ座敷」というだけで、具体的な場所は「諸説あり」とされ、確定的に紹介されることもないようである。セツとの結婚の経緯や時期についてはいくつかの論究・論争が見られるが、セツと出会い新婚生活を送った第二の住まいが明確にされないままで良いのであろうか、松江にとってかけがえのない文化資産であるヘルンの生活の基本となる住居の場所が曖昧なままでは地下のヘルンに対して申し訳ないのではないだろうか。そのような思いから、この二年間、何とかそれを明確にできないものかと調査に取り組んできた。

その結果、第二の住まいはここ以外には考えられないと確信する場所を確定したので報告したい。

一、「諸説」について

まず「諸説がある」と言われるが、具体的にはどういうものがあるのだろうか。筆者は、あくまで著者とヘルンとの「同時代性」と「親密性（地理的意味も含む）」を重視していくつかの説を取り上げた。その点で後世の研究者の記述は対象外としたことを断っておきたい。独自の検証を試みた説は、残念ながら筆者の知る限り存在せず、すべて前人の説を踏襲していると思われるからである。

以下、六つの説を著書の発行年順に示したい。

① 大谷正信 『小泉八雲全集』（第三巻、一九二五年、P八九一 あとがき）

末次本町の東西に通じて居る街路の中ほどに、南側に小さな路次がある。その路次を行詰まで行って左へ折れると、四五歩にしてまた右へ折れる。十歩ばかりで狭い石段を下りると湖水に達せられる。其處は右側には家が無く、左側にたゞ一軒あった。それがこの家であった。今、難波館という旅館のある處である。

② 落合貞三郎 『小泉八雲全集』（第三巻、一九二五年、P一八三「神国の首都—松江」 注釈 ）

世界を放浪し來って、こゝで始めて家庭生活の人となって持たれた家は、末次本町、織原

氏の離座敷で、宍道湖を見渡して景色のよい處であった。その家は以前には縣令の宅となつてゐたこともあつた。後には中學校の寄宿舎にも用ひられた。最後に皆美館に合併されたが、焼失の後、その跡には現在該旅館の一部、東端の諸室が建つてゐる。

③ 根岸馨井 『出雲に於ける小泉八雲』 (二〇一六年復刻版、P五三、初版一九三〇年)

結婚して後、宿屋にいてはとにかく不便を伴うので春未だ浅い頃末次本町、今の織原商店の裏おかけ屋役所(両替店)の側なる織原氏の隠居所(油屋の別荘とは別である)に移られた。最初の宿であつた富田旅館の西に当たり、旅館からいえば西に出て右に曲がりさらに左折して半町ばかり織原氏邸の後、現在の皆美館の東翼辺にあつた。ここは手狭ながら湖上の眺望も一層よく食事は前の宿とは程遠からぬ所なので、その都度そこから運ばれたのである

④ 桑原羊次郎 『八雲の私生活』 (一九四〇年、P二一、富田ツネへの聴取の後の註)

八雲は富田旅館より郵便局長旧官舎、次に油孫の旧宅に移転し、最後に根岸邸に移転したとの一説があるがこれは誤りで、富田旅館より織原の貸家、最後に根岸邸に移住したことが明瞭となった。

P二四～二五

小泉家の親戚で京店時代ヘルン宅の住み込み女中をしていた、高木八百刀自への聞き取り内容。

〔桑原〕八雲先生は富田旅館より明治二十四年二月京店にご移転になりましたが、その家は今の何処の辺に当りますか。

〔高木〕私の奉公致した時の八雲先生のお宅は、末次町通り即ち京店の御掛屋(両替店)の地内で、織原と申す人の借家でありまして、その位置は京店の本通より左方御掛屋地内に入り、その前を左に行つた所即ち湖水べりの家でありました。私が行つた時には、節子夫人ご結婚後間もない私の十八才の時でした。

⑤ 石村春荘 『松江の伝説』 (一九五〇年 P一)

先生の第二の住居は今三成本店(筆者註：現在はレインボービルになっている)脇の宍道湖へ出るせまい通りで学校小路と言つてゐた。それはその通りのつき当りの大きい家が一寸小学校になつてゐた事があつたからで本町役場になつてゐたこともある。それ以前にお札座ともいつてゐた。へるん先生が住まわれた頃は学校でも役場でもなかつた。その家の通りをへだてて隣が先生の住まわれた家で近くの織原万次郎さんの隠居所になつてゐた所であつた。

⑥ 岡田孝男 『松江の茶室』 (一九六五年 P五一～五二)

松江に於ける第二の住いは織原家の隠居所で、富田旅館から一五〇米程程離れ、大橋の北岸の西寄りに、湖に面してある小さい家であつた。ヘルンはこの家に、明治二三年十一月から翌年六月迄住まつてゐる。此家も明治二四年秋頃焼失して、平面図など判然としなかつたのを父の記憶にもとづいて平面図を作り、織原家に頼んで、古老などから聞き正したのが第七六図である。(図は省略：「八雲会報六七号」にあり) 一中略一

小泉八雲全集には此家の事を「県庁の役人の住いともなり後に中學校の寄宿舎にも用い

られた。最後に旅館皆美館に合併されて、焼失の後、その跡に現在の皆美館の一部、東端の諸室が建っている」と書いてあるが、これは誤りである。中学の寄宿舎であった建物はヘルン在住当時は女子師範の寄宿舎であり、ヘルンの住いはもう一つ東寄りの小路にあったと筆者の父が云っているし、織原家はずっと盛んであったから、其茶室風の隠居所を寄宿舎に貸す筈はないし、又同家の記録には、此家はヘルンの住まった年の十一月に焼失したことになる。

二. 諸説の検討

①、②は同じ「小泉八雲全集第三巻」の中で述べられている。この二つの場所は明らかに異なっている。同書はこの二人と田辺隆次の三人が計二十七章を分担して翻訳している。なぜ同一書にも拘わらず、京店の住まいについて異なる説明がされているのか不思議である。同一の事柄の説明で記述が違うことが分れば、読者の混乱を避けるため、出版前にすり合わせをして統一しそうなものだが、それはなかったようである。

ヘルンに關係の深いこの二人の記述が相異なる場所を指していることが、のちの「諸説」の根源になっているのではないかと筆者は推測する。

大谷と落合は、ともに松江中学のヘルンの教え子であり、東大で再びヘルンの警咳に接した。松江中学では、大谷が三年先輩であり、ヘルンの熊本行きに際しては生徒を代表して送辞を述べ、宍道まで同行した。

大谷はヘルンの誘いで富田旅館の時期からヘルンのもとを訪れており、京店の住まいにも出入りしている（『己がこと人のこと』一九三三年）。また、生家は同じ京店の町内であったから近隣の地理にも詳しかったはずである。

一方、落合は一、二年時にヘルンに学んだが、ヘルン宅を訪れたのは、英語の成績が優秀だった褒美に西田千太郎を通じてグリムのお伽噺の本を贈られたので、そのお礼に北堀の家に行ったのが初めてだと語っている。（『舊師小泉八雲先生を語る』一九四〇年）

京店の住まいに行ったことはなかった落合は、おそらく当時流布されていた「県令の官舎だった」、「のちに皆美館に合併された」という説に拠ったのだろう。その説の場所は図②の地番十七と考えられるが理由は後述する。

さて、關係の文献はまだ四つ残っているが結論を先に述べる。

ヘルンの第二の住まいの場所は、後ほど述べる土地台帳による検証結果からも証明されるが、大谷の記述通りの場所である。そこは図①にあるように、大橋通から京店通りに入り六十mほど行ったあたりの、現在のレインボービルとダイワ紳装店の前の小路を南に入り、五十m強で突き当りの直角を左（東）に折れ、四、五mでまた直角に右（南）に折れて三十mほどで宍道湖岸に至るその中程、左側（東側）にあった家である。なお、大谷が「今、難波館という旅館のある處」としているのは勘違いで、現在はなにわ本店の一部になっているが全集発行時は織原家の建物であった。

なお、この小路は古くからある道で、明治十二年発行の「松江市街之図」にも描かれている。現在は京店通りの歩道と同じ意匠の舗装がされている。その小路の穴道湖岸は、現在の十七代大橋の架橋工事中、白潟との間に架けられた「くの字橋」の橋北側の袂だったと聞いている。

③の根岸磐井の説は、判断に苦しむ点がある。「皆美館の東翼辺」という表現が、皆美館の中の東部分を意味するとすれば、落合同様、前記の十七番を指していることになるが、東翼の「辺り」というほどの意味であった可能性の方が高いと思われる。そうすると、図②の一八-四と一九-五が考えられるが一八-四は当時織原の地所ではないから、一九-五を指していると思われる。根岸はヘルンの教え子であったと同時に北堀の自宅をヘルンに提供した根岸干夫の息子であるから、そういう関係から、当然実際の場所を知っていたと解して良いだろう。

④の桑原の説は実質的にヘルン家の女中をしていた高木八百の証言であるが、その場所は大谷の言う場所を指している。桑原は、当時京店に広い貸家を所有する資産家であった。丁度ヘルン来松の頃は松江に在住していたが、必ずしもヘルンの住まいの場所を正確に知っていた訳ではないようである。それは、昭和十五年に高木八百に、第二の住処は何処であったかを尋ねている事で分る。

実はそれまで桑原は、④にあるように、郵便局長官舎・油孫邸などの説を自ら唱えていた（『舊師小泉八雲先生を語る』）。しかし、高木八百の話を聴取してあっさりその説を撤回しているのである。

⑤、⑥の著者は前出の人物ほど有名ではないが、いずれもその父親の正確な記憶を受け継いで記録した著書がある。

⑤の石村春荘（理蔵）は明治三十三年生まれで八雲塗りの漆芸家であった。父徳次郎は石村家に養子に入る前は森田姓で、生家は京店で八雲足袋店を営み、ヘルンの家は店の裏の直ぐ近くにあった。徳次郎が語った京店でのヘルンの生活の様子を地図入りで解説しているが、ヘルンの家は大谷の言う場所に描かれている。徳次郎の描いた地図は、後記の土地台帳で復元した当時の地主名や配置などと正確に符合している。

最後の⑥で紹介した岡田孝男は大田の人で、松江中学を大正六年に卒業し七高を経て京都大学の工学部に進み帝塚山学院大学の建築学の教授等を歴任した。

茶室の研究で知られている。父親が同じく松江中学でヘルンに学んだが、（中途退学したのか卒業名簿に記載がない）、京店のヘルン宅に招かれて二、三度訪れたことがあり、その記憶を元に間取りを復元している。大谷の記述と同じく、家屋は穴道湖岸に向かう小路の東側に位置して描かれている。地形に合った南北に細長い家だったようである。

岡田は唯一、小泉八雲全集の説明（落合説）を明確に否定している。

以上、関係者の六つの記述を吟味した結果、少なくとも四つの説（大谷、桑原（高木八百）、石村、岡田）は同じ場所を指している。根岸の説もほぼ同じ場所と判断できる。すなわち、第二の住まいは図①の地番一九-五の地所に建っていた家である。

三. 土地台帳による検証

以上の、ヘルンとゆかりのあった人物の記述による第二の住まいの検証と併せて、筆者は公的資料である明治期作成の土地台帳による検証を行った。

それは昨年他界された池橋達雄氏が「二葉亭四迷の松江時代」（『日本文学』一九七四）の中で、二葉亭の松江中学時代の住まいを法務局の土地台帳で究明しておられるのを知ったからである。

ヘルンのいた当時の、京店の土地台帳を子細に見ることによって、当時の所有者とその所有地の位置関係が分り、第二の住まいの確定の決め手になるのではないかと考えたからである。松江法務局で京店のすべての土地台帳と附図を閲覧し、各筆の面積、所有者の変遷を知ることができた。それを基礎にして、所有者、土地の合筆、分筆を調整して、ヘルンの移住した明治二三年の時点の附図を復元したものが図②である。

その結果、当時の織原家の所有地は数多くあるが、その中で、宍道湖に臨む場所は地番一九-五以外に存在しないことが分った。それは、まさしく大谷他が述べている場所に他ならない。南北に細長い地所であり、岡田孝男の間取り復元図の位置関係、形状とも合致している。当初の織原家の所有から、昭和一五年に三成家の所有に移り現在はなにわ旅館の所有になっている。数年前に北側の隣地一九-四に合筆されている。

そして、落合の言う場所と考えられる、問題の地番十七は地図②に「官有地」と表示する場所であり、以前豪商油屋孫左衛門の別邸であったと考えられる。籠手田安定知事の前々任である県令境二郎の住所がここであったことが明治十一年～十三年の「改正官員録」によって確認できた。更に時代を遡れば文化十年に伊能忠敬の測量隊の宿舎になっており（『伊能忠敬測量日記』）、明治三年にはフランス人医師アレキサンドルの宿舎にもなっている（『松平定安公伝』）。この油屋の土地屋敷がなんらかの事情により官有地となり、県令の官舎や中学校の寄宿舎などにもあてられていたのだと思われる。この土地は一七六坪もあり、大正五年に皆美清太郎氏が払い下げを受け皆美館の主要部分となった。勿論、十七番は織原家の所有になった記録はない。

さらに、敢えて諸説の一つとなっているかも知れないと言える場所は、一九-五と一七の間にある一八-四である。

ここは宍道湖に臨む場所で、確かに織原家の所有地であった時期はあるが、それはヘルンが松江を去ってから三十年も後の大正九年以後のことであるから第二の住まいではあり得ない。しかし、織原の別邸であったということや根岸の記述に対する誤った

解釈から、年月の経過とともに後年誤解が生まれた可能性はある。

ここに建っていた建物が「お札座」、「お掛け屋（両替屋）」だったのかも知れない。そうだとすれば、高木八百、根岸、石村の説明も納得がいく。地主岩本武一郎は当時戸長を務めており、京店の向かい側にも地所を持っていたが、石村徳次郎の地図にはそこに「元両替屋」と説明が附されている。このあたりに関しては、郷土史研究家のご教示を待ちたい。

以上、土地台帳による検証の結果も、第二の住まいは大谷正信他の指す場所（一九一五）であることを証明している。

対象となった三つの地番について、当時の土地台帳を元にまとめたものを最後尾に表示する。

四. 石碑について

現在、第二の住まいを示す石碑は前記一八-四の北の小路上にある。小型の石碑で表面に「小泉八雲寄寓所址」、裏面に「松江市」と彫られている。

石碑が、以前は異なる場所にあった、さらには二カ所にあったという話も聞いているが、現在なぜそこにあるのかは、松江市にも照会したが不明とのことである。

いずれにしても、これまでの考証結果から、ここは第二の住まいの地ではないことは明らかであり、石碑の場所としては間違っている。

五. ヘルンの嘆き

あの小路の石碑の辺りに立つと、地下のヘルンの声が聞こえてくるような気がしてならない。

ヘルン自身、石碑には特別の関心を抱いていたことは、斐伊川堤の、力士生之松の石碑や八重垣神社の樗雲の句碑のエピソードで知られている。自身の住まい跡を示す石碑のことであるからなおさらである。

「私、セツサント出会ッテ暮シタ、セマイノ家ノ場所、ココ違イマス。私、心オチツキアリマセン。コノ小道ノ反対側正シイノ場所デス。大谷サン（翔平サンチガウ正信サン）正シク書イテイマス。岡田サント石村サン、オ父サンニ聞イテ書イテマス。我が家ニイタ女中ノヤオサン、モチロン正シク言ッテマス。石碑、月照寺ノ亀ノヨウニ勝手ニ動クデキマセン。ドウカ正シイノ場所ヘ移シテクダサイ。ソウスレバ、私ナンボウ心オチツキマス」



ヘルン第二住まいの場所 現在の様子
向かって左奥のあたりにあった



石碑 上の手前煉瓦壁の右手通路上にあり 地番十八―四の前

図① 現在の京店南側地図



図② 明治23年11月当時の京店南側土地台帳附図復元図

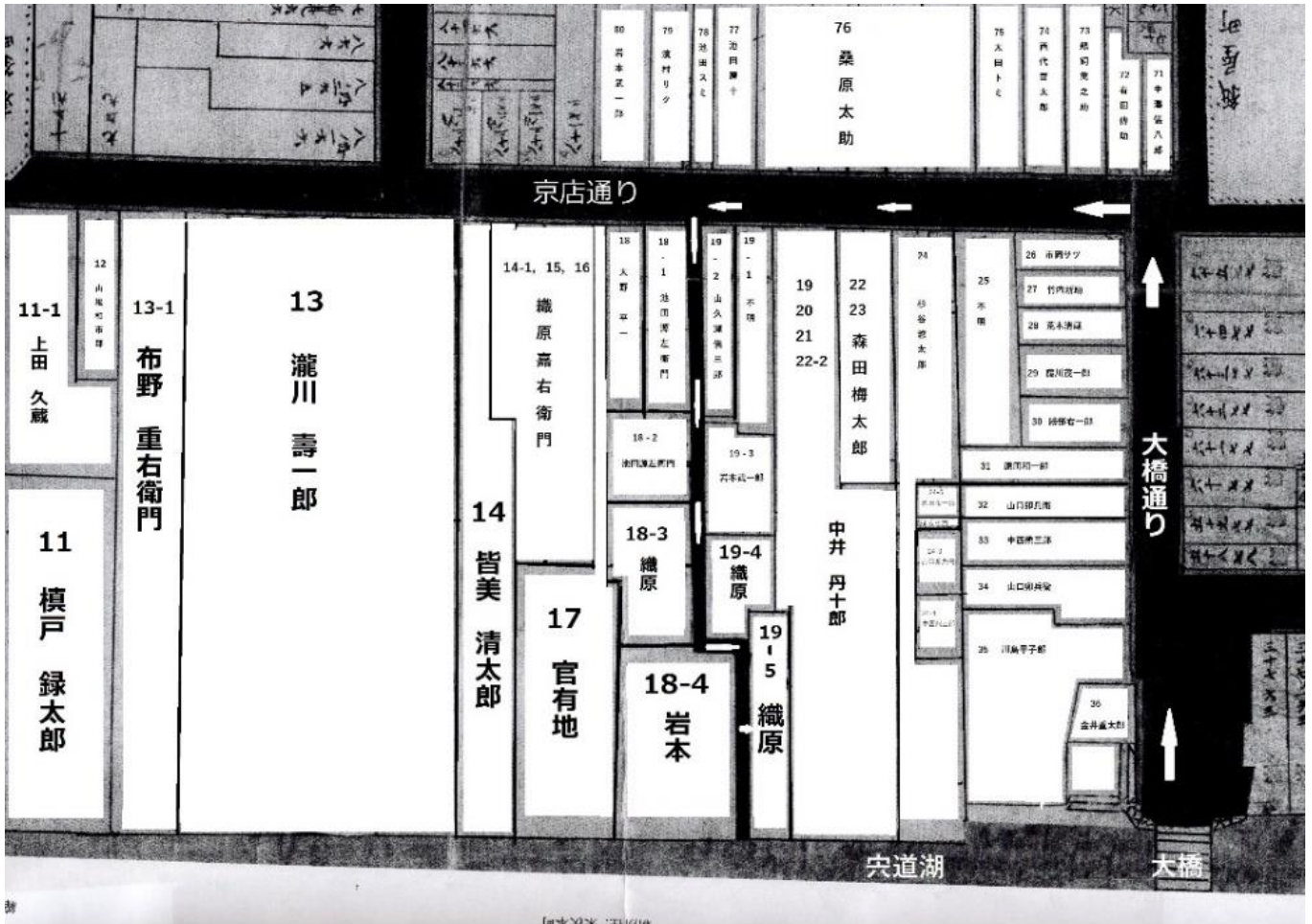


表 関係三筆の要約

一九一五	一八一四	一七	地番
五〇・七〇	一三〇・五〇	一七六・三九	面積（坪）
織原（吉田）ミネ	岩本武一郎	官有地（島根県）	明治二三年時点 土地所有者
	大正九年 織原万次郎	大正五年 皆美清太郎	所有者の異動 （関係分のみ）
<p>ここである。第二の住まいの場所は、平成三十年、北に隣接する。ここ以外にない。穴道湖に面した場所。織原家の所有地の中で、大谷正信他が指している場所。</p>	<p>○年近く経つた時期であり、第二の住まいにあり得ない。</p>	<p>織原家の所有になつた。館の一部になつた。元県令官舎のち皆美</p>	備考